

家畜衛生情報



令和4年1月13日
(通算第535号)
問い合わせ先
長野県庁家畜防疫対策室
電話 026-235-7232

鹿児島県 高病原性 国内13例目
で鳥インフルエンザが発生

令和4年1月13日に鹿児島県長島町の肉用鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

改めて、飼養衛生管理基準の遵守や異常家さんの早期発見・通報の徹底をお願いします。

所在地	鹿児島県 長島町
飼養状況	肉用鶏（約5.4万羽） 疫学関連農場：鹿児島県長島町（1農場、約5.7万羽）
経緯	<ul style="list-style-type: none">・1月12日（水曜日）、鹿児島県は、同県長島町の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施しました。・同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明しました。・1月13日（木曜日）、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

農場で死亡した家さんの適正な処理をお願いします

国内での豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う疫学調査において、農場敷地内で家畜及び家さんの死体を堆肥化していた事例が複数確認されています。

家畜及び家さんの死体を堆肥舎などに放置することは、農場内へ野生動物を誘引し、野生動物に付着した病原体が衛生管理区域外から区域内への侵入リスクを高めまますのでこのような処理を行わないようにしてください。

また、農場における死亡した家畜及び家さんの堆肥化等は以下の法律に抵触する可能性があります。

○化製場等に関する法律

許可を得ていない施設における、獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）及び鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料等の製造が禁止されています

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

畜産農業に係る動物の死体は産業廃棄物と定められており、事業者が産業廃棄物の処分等を行う場合は、同法の定めに従って適正に行わなければならないとされています。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232